

住民監査請求および監査結果の概要

平成22年度

1 不適切会計処理に伴う国庫への加算金支出に関する損害賠償を求める請求

請求日 平成22年10月13日

結果通知日 平成22年12月13日（滋賀県公報号外）

請求人の主張

請求人は、

加算金は、適正な会計処理や適切な予算措置ができていれば支払わなくても済んだお金であり、県民に実害を与えている。

国庫補助金等を国庫に返還した際に加算金は、国から与えられたペナルティーであり、加算金1343万円を公費で支払ったのは違法または不当である。

以上の理由から、知事および関係職員に対し、加算金1343万円の損害賠償の措置を求めている。

監査結果

棄却

(1) 加算金の支出が違法であるとの主張について

今回の国庫補助金等の返還に伴う加算金の支出そのものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づく支出であり、県の財務規則等に則って執行されており、なんら違法性は存在しないが、以下、加算金を県費で支出したことに係る知事および職員の賠償責任の有無について、判断する。

ア 職員の賠償責任について

加算金の支出を滋賀県の損害ととらえ職員に賠償を求める場合は、地方自治法第243条の2の職員の賠償責任の規定に該当する必要があるが、同条第1項は「支出負担行為や支出等をする権限を有する職員またはその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意または重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたことまたは怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、これによって生じた損害を賠償しなければならない。」と定めている。

これを本件に当てはめると、不適切な会計処理に起因する国庫補助金等の返還に伴う加算金の支出という県の支出行為を県の損害と位置づけ、その損害を予算執行職員等に対して損害賠償を求めることができるかどうかということになる。

昭和61年2月27日最高裁判例によれば、この地方自治法第243条の2の規定については、「同条1項所定の職員の職務の特殊性に鑑みて、同項所定の行為に起因する当該地方公共団体の損害に対する右職員の賠償責任に関しては、民法上の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任よりも責任発生要件及び責任の範囲を限定して、これら職員がその職務を行うに当たり畏縮し消極的となることなく、積極的に職務を遂行することができるよう配慮するとともに、右職員の行為により地方公共団体が損害を被った場合には、簡便、かつ、迅速にその損害の補てんが図られるように、当該地方公共団体を統轄する長に対し、賠償命令の権限を付与したものであると解される。」とされている。

地方自治法の規定により予算執行職員等に対して損害賠償を請求できる損害は私的流用を目的とした行為等、故意または重大な過失が認められる行為により生じた損害などであり、予算執行行為によって生じてくる全ての経済的負担ではないと考えられる。

また、ある県における職員の架空出張による旅費の不正支出に関する平成14年4月15日名古屋高等裁判所金沢支部判決の趣旨に照らすと、今回の請求においても、加算金の支出が違法であるかどうかは、一連の不適切とされる会計処理が違法であったかどうかによることになり、当該会計処理が違法であった場合は、加算金の支出は相当因果関係にある損害であると認められ、地方自治法第243条の2の規定による職員の賠償責任の対象となる。

今回の一連の不適切とされる会計処理については、職員による公金の着服や私的流用は認められず、全て公用使用した事実が認められており、当該会計処理が発生した背景には、職員の公金に対する理解不足に加え、公金の取扱いに対する組織としての意識の醸成や事務処理過程におけるチェック体制も十分でなかったことがあげられ、組織としての問題に原因があるという側面も否定できない中で発生したものである。ましてや、国庫補助の対象となる事務費支出の明確な基準が明示されていなかったことやこれまで会計検査院の検査においても指摘されていなかったことも、今回の会計処理の要因となったものである。

国庫補助金等の返還は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき返還を求められたものではあるが、前述のとおり国庫補助の対象となる事務費支出の明確な基準が明示されていなかったこと、かつ、これまで会計検査院の検査においても指摘されていなかったことからすれば、当該会計処理と相当因果関係のある加算金の支出に違法性が承継されるとまではいえないものと判断される。

加算金の支出は、確かに県の経済的損失ではあるが、前述のとおり今回の会計処理には、職員による公金の着服や私的流用は認められず、全て公用使用した事実が認められており、当該会計処理が発生した背景には、職員の公金に対する理解不足に加え、公金の取扱いに対する組織としての意識の醸成や事務処理過程におけるチェック体制も十分でなかったことがあげられ、組織としての問題に原因があるという側面も否定できない中で発生したものであることから、職員の故意または重大な過失があったとまでは認められず、加算金が発生したことについて、職員に賠償を求めている今回の請求について、民法の特例規定である地方自治法第243条の2第1項に基づく職員の賠償責任を認めることはできないものと解される。

イ 知事の損害賠償責任について

請求人は知事に対しても損害賠償を求めているが、前出の昭和61年2月27日の最高裁判例によれば、「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務その他公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負い、予算についてその調製権、議会提出権、付再議権、原案執行権及び執行状況調査権等広範な権限を有するものであって、その職責に鑑みると、普通地方公共団体の長の行為による賠償責任については、他の職員と異なる取扱をされることもやむを得ないものであり、右のような普通地方公共団体の長の職責並びに前述のような法243条の2の規定の趣旨及び内容に照らせば、同条第1項所定の職員には当該地方公共団体の長は含まれず、普通地方公共団体の長の当該地方公共団体に対する賠償責任については民法の規定によるものと解するのが相当である。」とされていることから、知事は、地方自治法第243条の2第1項の職員の賠償責任の対象となる職員でなく、民法上の債務不履行または不法行為に基づく損害賠償責任を問えるかどうかということになる。

平成20年2月20日名古屋高等裁判所金沢支部判決の趣旨に照らすと、知事は、県財務規則等により、支出権限を職員に委任し、または専決させているが、平成

20年11月7日に会計検査院から平成19年度決算検査報告がなされ、12道府県において不適正な経理処理等により国庫補助事業に係る事務費等が支出されていた事態が明らかになり、また、平成20年11月10日から14日に実施された会計検査院第5局特別検査課の会計実地検査の後、平成20年11月28日に会計事務調査点検委員会を設置し、賃金、旅費、需用費の事務費について適正な処理が行われているか調査を行うこととし、さらに会計外現金の存在が明らかになったことを受け、平成21年1月29日からは外部委員を含めた滋賀県会計事務調査委員会に組織改編し、詳細な調査を実施するための体制をとる等の対応をしていることから、今回の加算金の支出の原因となった不適切な会計処理が行われた平成14年度から平成20年度において、知事に、不適切会計処理を予防・阻止するための具体的指揮監督措置を必要とするような具体的な予見可能性があったとまではいえず、指揮監督の懈怠は認められないことから、知事に民法上の損害賠償を求めることはできないと解される。

以上のことから、知事および関係職員に損害賠償を求めることはできず、加算金の県費による支出は違法な支出には当たらないと解される。

(2) 加算金の支出が不当であるとの主張について

平成21年10月13日に公表された「会計事務の適正化に係る調査の結果と再発防止策および処分等について」により、知事は「不適切事例については、会計処理手続き上の瑕疵はあるものの、用途内容が業務上必要な臨時的任用職員の雇用、出張旅行、物品の購入等であり公用使用と認められたため、職員に返還を求めないこととします。」と決定したが、今回の不適切な会計処理に基づく加算金の支出については、地方自治法第243条の2の規定に基づく、職員の賠償責任を問えないという判断のもとに、予算執行における知事の裁量権の範囲内で決定されたものである。

したがって、不当な公金の支出にも当たらないと解される。

以上のことから、請求人がいう、加算金の支出は、違法または不当なものであるとの主張は、認められない。

意見

平成20年11月、会計検査院第5局特別検査課の会計実地検査により、本県における不適正な経理処理の問題が明らかにされて以降、県による内部調査、対応方針の決定、その後平成22年6月末に国庫への返還が完了、そして、今日までの間、引き続き再発防止の取組みが進められ2年余が経過した。

県側の一連の対応状況については、その節目節目において県からの広報、県議会での説明、マスコミの報道等を通して、県民に向けて一定の周知が図られてきたが、今回監査請求のあった1千3百万円を上回る多額の加算金の支出は、結果として県民負担に帰するものであり、それだけに広く県民に対して、より丁寧に説明し理解を得るまでの努力が求められるところである。

今回の監査では、その点において必ずしも十分に説明が尽くされたとは言い難いものがあり、今後は、全職員が事務処理や会計処理を適正に執行することはもとより、県民の立場にたって、適時適切に県としての説明責任を果たすことにより、県政に対する県民の信頼を得られるよう努められたい。

また、県が対応方針を決定するに当たっての決裁文書が存在しなかったことは、重要事項に対する公の組織の意思決定の在り方として適正を欠くものであり、今後かかることのないよう県政の執行に当たられたい。